

仮名文書の形容詞（四）

——高頻度形容詞「くわし」——

辛 島 美 絵

(一九九八年十二月二日受理)

二 「くわし」の使用状況

「くわし」は鎌倉時代の仮名文書においてはすべて「詳細なさま」を表す。全体的な傾向としてまず挙げられるのは、連用形で用いられることが多いという点である。たとえば、
①かやうの事ヲハ、けんさんにくハしく申へきことにて候へとも、人めもあしく候へハ、しるし申候。

〔正元一（一二五九）年カ〕七月八日 紀光澄申状案 高野山文書又続宝簡集七八 一一卷八三九〇号三五二頁 影写

②これのやうを、よく御こゝろへ候て、くハしく衆等之こし」「～がたし」「ながし」に続き、本稿では第七位の「くわし」について報告、考察を行う。第六位の「よし」を指いてこれを取り上げるのは、「よし」のように中古・中世の他の資料でも多用されるのとは異なり、特に仮名文書に多い形容詞であることによる。

また、仮名文書の形容詞研究の目的や方法、テキスト、形

容詞語彙一覧等については前稿（一）を、古文書、仮名文書の国語学的研究の必要性や重要性については拙稿他を参照されたい。

をくはしくちんし申上候了。

〈年未詳〉 こてう陳状 下総中山法華經寺所蔵天台肝要文

五・四裏文書 一三巻九四六三号一三四頁 写真)

④御フミクハシクウケタマハリ候ヌ。カヤウニマメヤカニ、

大事ニオホシメシ候、返々アリカタク候。

〈年未詳〉九月一六日 源空(法然房)書状 西方指南抄 三

卷一四五二号一四四頁 『親眞蹟』六巻七八九頁)

⑤九月廿七日ノ御フミ、クワシクミサフラヒヌ。サテハ御コゝ

ロサシノ錢伍貫文、十一月九日ニタマハリテサフラフ。

〔建長七(一二五五)年カ〕一一月九日 親鸞書状 親鸞

聖人御消息集 一一巻七九一八号一一二頁)

⑥ひんきをもんて申候。さてハ、かなはらの治部との、下人

の事、これにてさいさん申て候しかハ、くわしく申さす候。

さやうのことから、このとき殿まいりて申せと、唯性房二

申て候へハ、まいりて候ハんときハ、：

〈年未詳〉一月一八日 りういん書状 下総中山法華經寺所

蔵天台肝要文二五裏文書 一三巻九四四一号一二六頁 写真)

など。「くわし」の活用形については、資料ごとに整理したも

のを〈別表19〉として掲げているので参照されたい。

また、第二にはほとんどの用例が「申す」「承る」「尋ぬ」

他、表現・伝達や理解に関わる語を修飾していること（右の諸例の波線）が挙げられる。連用修飾における具体的な被修飾語は〈別表20〉に一覧にしているので参照されたい。

以上は、仮名文書のみならず「くわし」にみられる一般的な傾向である。被修飾語が表現・伝達や理解に関わるというのは「くわし」の意味からして当然であるし、連用形が多いというのも他の諸資料と共通している。

ただ、看過できないのは、仮名文書では用例の半数以上が特定の場面で使用されていることで、その中には定型句といふべき用法のものも多い。これは特に書状に多く、「くわし」全用例の約七割が書状に集中しているのも（〈別表21〉参照）このためである。以下では、鎌倉時代の仮名文書において「くわし」が使用される場面を整理し、説明を行う。

「くわし」が用いられる場面は、

(一) 冒頭で相手の手紙を見たことを述べる時。全用例の約六分の一にあたり、書状の往信で用いられる。

(二) くわしく書かなかつたことをことわる時。全用例の約二五分の一にあたり、書状の末尾の挨拶として用いられる。

(三) 詳細の伝達を将来や第三者に託す時。全用例の約五分の一にあたり、主に書状で用いられる。

(四) 他の文書や文献の参照を示唆する時。これは現代語でいう「くわしくは（参照）」の如き用い方である。全用例の約六分の一にあたり、主に証文と上申文書で使用される。

(五) その他。全用例の二分の一弱。

のように分けられる（別表22 参照）。以下、順次具体例を挙げて説明してゆく。

(一) 冒頭で相手の手紙を見たことを述べる

時に使用される例

これは、

①御文くハしくうけ給はり候ぬ。ゐ中のかたの御事おほつか

なく思申候。さてさぬき房くたりの事、：

〈年末詳八月二三日 源頼朝書状写 平松文書 二卷一〇

三四号三三六頁 影写〉

②御文くはしくうけ給はり候ぬ。念仏の事召問はれ候はんに

は、なしかくはしき事をは申させ給ふへき。けにもいま

たくはしくならはせ給ぬ事にて候へは、：

〈年末詳一〇月一八日 源空（法然房）書状 和語燈録 三

卷一四五九号一五四頁一五四頁〉

③御ふみくわしくうけ給候ぬ。さてはこの御ふしん、しかる
へしともおほえす候。そのゆへは：

〈年末詳五月五日 親鸞書状案 下野専修寺文書 一一巻
七九一九号一一三頁〉

④御文くハしくうけ給はりぬ。何事候はすとも、申承候へき
よし存候。さてハ又錢給ハリて候事、御心さしハ申にをよ

ハす候へとも…

〈年末詳七月一日 助綱書状 下總中山法華経寺所藏天台

肝要文二八裏文書 一三巻九四五八号一三三二頁 写真〉

⑤御ふみくハしくうけ給はり候ぬ。おほせのことく、しそん
あるへき御あたりともにて候ハねハ、ことのゝおほしめし
御きた候しとをり、いつかたより御たつね候とも、申し候
と候ハんするにて候へハ…、

〈弘安六（一二八三）年五月四日 藤原經高書状案 豊前到

津文書 二〇巻一四八五六号三五頁 写真〉

⑥文くわしく見まいらせ候。われら久しくもう〳〵にて候か、
このほとも、ことのほかにわづらひ候て、たひ〳〵の返事
もゑ申候ハす候間、：

〈年末詳 某書状 広島大学蔵猪熊文書 三二巻一四六八
八号一九七頁〉

のようない例である。すべて往信の書き出しに用いられており、

前にもらつた書状の内容を受けて、直ちにそれに答える内容が書き次がれる。

文字通りの意味は「相手の手紙を詳しく読みました」ということであるが、平安・鎌倉時代の書状に見られる次のように「委細に」「たしかに」「こまかに」を使った類型的な表現を見ていると、「詳細に読んだ」という情報を伝えるよりもむしろ「手紙を受け取ったこと、これはその内容を受けた往信であること」を伝える書き出しの定型的な形式になっていたと推察される。

⑦御文委細承候了。誠如仰之無指候之間、常に不案内申候。抑蒙仰候ひんこの国さんなうけところ事、本ハひるのきやう部さゑもん入道知行所にて候。：

〈年末詳三月一三日 覚道書状 厳島神社蔵反古経文書二九巻二二六三四号三五二頁〉

⑧御文委細承了。おほせをかふり候山田・北別府の御ゆつり状の正文事、御内ニ進有之候。：

〈年末詳九月三〇日 津性書状 薩摩山田文書 三七巻二八五三八号六七頁〉

⑨御ふみたしかにうけ給候ぬ。給て候しせうもむとも、みいたし候て、もくろくのまゝに、たしかにさぶらふ。

〈年末詳一月一七日 某書状 大乘院文書三箇御願料所等

指事 二三巻一七八九一號二三八頁 写真

⑩閏十月一日の御文、たしかにみ候。かくねむはうの御事、かた／＼あはれに存候。親鸞はさきたちまいらせ候はんすらんと、まちまいらせてこそ候つるに：

〈正元一（一二五九）年閏一〇月二九日 親鸞書状 下野專修寺文書 一一巻八四二九号三六七頁 『親真蹟』四巻四一六頁〉

⑪御ふみこまかにみ候ぬ。さてハリうちかはるさこのやしきの事、つまりたるところなれハ、くらもとにとらすると候し事ハ、あつかりたるきにて候ハす。そのうへ：

〈弘安六年（一二八三）年 藤原重高後家書状案 豊前到津文書 二〇巻一五〇四七号一二二頁 写真〉

等は「委細に」「たしかに」「こまかに」の鎌倉時代の仮名文書の例で、

⑫御文くハしくみ候ぬ、おほせ事候事、きはめたる道理に候。

〈年末詳二月五日 源為義書状案 根来要書中 『平安遺文』九巻四七一四号三七一三頁 写真〉

⑬御文こまかにみ候ぬ、何事もひたぶるにたのミまいらせて候也。さてハおもひかけぬ事にかゝりて候。そのいのりしてたふへし。

〈年末詳十月廿三日 源為義書状案 根来要書中 『平安遺

文』九巻四七一七号三七一四頁 写真

到津文書 二〇巻一五四四一号二七三頁 写真

⑯昨日御返事委承候了。件注文已被下遣候歟。早速：

〔寿永一（一一八二）年〕七月一八日 藤原行隆書状 東大寺文書四ノ四二 『平安遺文』八巻四〇三九号三〇六八

頁 写真

⑮御消息旨委細承候了。抑新宮奉祝事、当社御領御庄々并御厨等ニ新宮奉祝事、往古例候。而：

〔久安四（一一四八）年カ〕一月廿三日 賀茂社禰宜鴨季繼請文 東大寺文書三ノ一〇 『平安遺文』一〇巻補七五号一三八頁 写真

等は平安時代の古文書における同様の例である。

（二）「くわしく」書かなかつたことをことわる時に使用される例

これは、打ち消し表現を伴つて、この書状では書ききれなかつたことをことわるもので、書状の末尾で用いられる。

用例としては、

①すでにふねにのりる候て、とりあへす候へハ、よろつくハしからす候。あらぐ。

〔弘安八（一二八五）年二月二三日 藤原行景書状案 豊前

②いたわりくわきうニ候てくハしからす候。恐々謹言。

〔年未詳二月十九日 島津忠繼置文案 島津伊作家文書二七巻二〇七四五号二八二頁〕

③事事くはしくはかきつくしかたし。此故に法門もかき候はす。御経の事は、すすしくなり候て、かいてまいらせ候はん。恐恐謹言。

〔建治二（一二七六）七月一五日 日蓮書状 一六巻一二四一〇号二九七頁 『昭定』二二〇〕

④事そうくにて、くはしく申す候。恐々謹言。

〔弘安四（一二八一）年一月一五日 日蓮書状 一九巻一四五〇五号二七三頁 『日真蹟』五巻二九頁〕

⑤宗朝か状には、今一重申候也。余ニ急候テ、くはしく不申候。穴賢々。

〔元亨四（一二三四）年九月二六日 結城宗弘書状 越前藤島神社文書 三七巻二八八三五号二二一頁 写真〕

⑥なにこともくいそかしさに、くはしう申さす候。あなかしこく。

〔康元一（一二五六）年カ〕一二月一五日 親鸞書状 下野專修寺文書 一一巻八〇六〇号二〇二頁 『親真蹟』四

卷四一一頁〕

他一二例が挙げられる。「いそかしさ」「事そうそう」「いたわりくわきう」等の理由が添えられるのも共通しており、書状の末尾の定型的な表現であつたかと推察される。③の「かきつくしがたし」と共に用いられている用例などからしても、前稿(二)の四節で述べた書状の結びの形式としての「つくしがたし」や、書止め「あらあら」等に通じる表現と見てよいかと思われる。

ちなみに平安時代の仮名文書では同様の形式は見出しがたいが、類似の例である、

⑦高野領日前宮課役者、被免様承候也。其外条々、具可申沙汰候也。只今参内候之間、不能委細候。恐々謹言。

〔治承二〕(一一七八)年カ二月廿九日 藏人頭藤原光能
書状案 高野山文書又続寶簡集四十一 『平安遺文』八巻
三八一九号二九三四頁 影写)

が、漢字書きの書状に一例指摘できる。

(三) 詳細の伝達を将来や第三者に託す時に
使用される例。

これは、くわしく(は)次回に述べる／見参の上で述べる／使者ほかに聞け／等のように、書状では書けなかつた内容

を将来や第三者に託す文句の中で使用されたもので、用例としては、

①さてハ又錢給ハリて候事、御心さしハ申にをよハす候へとも、返進候。くハしくけさんニ申へく候。謹言。

〔年未詳七月一日 助綱書状 下總中山法華經寺所藏天台
肝要文二八裏文書 一三卷九四五八号一三二頁 写真〕

②いかてけうあすミちあしく候ニ、御くたり候ハん、返々悦入候。くハしき事ハ、御見参時、令申へく候。恐々。

〔文永五(一一六八)年カ六月四日 明豪書状 大隅台
明寺文書 一三卷一〇二五四号三九三頁 写真〕

③宝塔をは夫婦ひそかにをかませ給へ。委は又々申へく候。恐々謹言。

云。

④日蓮が弟子檀那の肝要、是より外に求る事なけれ。神力品
云。委くは又々可申候。穴賢穴賢。

〔建治三(一一七七)年八月二三日 日蓮書状 一七卷一二
八二八号一三二頁 『昭定』二五六〕

⑤これのせいはいにハおよ□□候へハ、かへしまいらセ候。

くはしくハけんさんに申候へく□(候カ)。

十二月十九日 こきのかうのちどうたい 在判

〔年未詳一二月一九日 近木郷地頭代書状案 東洋文庫所蔵弁官補任裏文書 五卷三〇三一號一三六頁〕

⑥又た人のなかにしさい候ハん事ハ、たかいにおほせ候へく候。くハしくハ、又。恐謹言。

〔弘安六（一二八三）年カ〕一二月八日 肝付兼藤書状案

肝付統譜 二〇卷一五〇二四号一〇三頁

⑦明定御房出られ候はゝ、乗台房をハ名熊（張カ）下させ給候へ。名熊（張カ）の無常□候に、くハしくハ又／＼申て

（へくカ）候。恐謹言。

〔年未詳一一月二六日 定阿書状 金沢文庫蔵首楞嚴經大意裏文書 二八卷二一八六二号三五〇頁〕

⑧…、にわかにふかくそんする事候ひて、をんためニ仏をつくりまいらせて、いきのこりて候は、かたみとおもひまいらせて候らんとて、ハしめて候。れうせちすこしニてもたひ候へ。かならす、くハしくハ、このをんハう申へく候。

十二月四日 欣西

〔元久一（一二〇四）年〕一二月四日 欣西書状 大和興善寺阿弥陀像胎内文書 三卷一四九八号二一一頁 写真〕

⑨かねて又せち（うカ）ふんに□（候カ）へとん、わせ□□□をまいらせ候。くはしくハ、この下人申あけ候へく候。

あなかしく。

〔年未詳七月一三日 祐円書状 金沢文庫所蔵大集經文集裏文書 八卷五三四三号四頁〕

⑩…きこへ候あひた、さうなくちはへまいり候へしとも、そんしわけたる事なく候。くハしくハ、式部八郎殿へ申候て

候。あなかしく。

〔年未詳一二月一三日 生蓮書状 下総中山法華經寺所蔵天台肝要文一五裏文書 一三卷九四三八号一二五頁 写真〕

⑪又いそき／＼まかりのほるへく候。いまゝてのほり候ぬ事、かへす／＼おそれま（いらせ脱カ）候。やかて／＼まかりのほるへく候。なを／＼十らうとのえくわしき事申て候。

よろつ又く申候へく候。

十一月三日 ちやうふつ（花押）

〔年未詳一一月三日 定佛書状 東寺百合文書フ 一七卷一二八四四号一四三頁 影写〕

⑫しらす、教主釈尊の入かわりまいらせて、日蓮を扶け給か。地涌の菩薩の妙法蓮華經の良薬をきつけ給るかと疑候なり。くはしくは、筑後房申へく候。

又追申、きくせんは、：

〔弘安一（一二七八）年〕六月二六日 日蓮書状 一七卷一三〇九五号二九二頁 『日真蹟』三卷一〇頁〕

(13) なおく、御こゝろへのたへに、このけ人／＼ニクハしく申て候。しやうけの事ハ、御たつねあるへく候。

あつかりそ殿御すくそ

(15) 御文委以承候了。御倉敷事、助大夫許御文、令見給候。御神領内候、尤可然之由令申候了。委細又々可令申候者也。

謹言。

きよしけ（花押）

七月十日

「永仁六（一二九八）年カ」七月一〇日 大和平野殿荘下司清重書状 東寺百合文書と二六卷一九七四二号一五八頁 写真

他、五七例が挙げられる。①～⑦は見参や次の書状などの別の機会にくわしく述べることを約束するもので、⑧～⑬は使

(16) はゝかそらうのかくこひ候へは、むかへにまいらせ候。そのゝちこのほせさせをはしまして、又むかへさせをはしますへし。くはしくハ、この御房にまうし候ぬ。

二月五日 在判（源為朝）

「永治二（一一四二）年カ」二月五日 源為義書状案 根来要書中 『平安遺文』九卷四七一四号三七一二頁 写真

これらは、(一)と表裏一体の表現と見ることができる。くわしくは別に譲るゝことがない場合には「くわしく書かなかつたことをことわる」のである。

同様の形式は、以下の如く、平安時代の仮名書き、漢字書きの文書にも見える。

(14) くハしき事、又く申候へく候。又いかなる事候とも、をのつから心えすおほしめさん事半、こまかに仰つかハすべく候。あなかしく。

「別に譲る」というは、複数回のやりとりが想定される資料ならではの発想・表現であるが、特に手紙を持ってきた使者への伝言を参照するように指示した⑧⑨他は、書状という伝達形式ゆえに存在する内容だといえる。

「永治二（一一四二）年カ」三月六日 源為義書状案 根来要書中 『平安遺文』九卷四七一五号三七一三頁 写真

(四) 他の文書や文献の参照を示唆する時に

使用される例

(4) うりわたすしゆない院御りやうざく人しきの事

合壹段小者

これは証文や上申文書において、文書中で他の状や文献を見るように示唆する形式である。用例としては、

① よのすへにりやうけたらん人へ、このしやうをまほりて、さうゐあるへからす。くハしきことハ、きしんのしやうにみえたり。

〔仁治二(一二四二)年一月一四日 尼願蓮置文 百巻
本東大寺文書八四号 八巻五九六三号三二一頁 写真〕

② ゆつりわたす山とのくほつ上、…。かんけのまにたのむらのさまくのもんそとん、あいくしたり。さかのやち、くはしきもくろくへちに候。これハ、たいこのあさりのは、たゞひとりこにて候し人の…：

〔仁治三(一二四二)年六月二十五日 金阿弥陀佛讓状証判
古簡雜簡七 九巻六五一五号二〇七頁〕

③ はりまのくにやのゝ庄れいみやうのうち、なハのうらをは、
：ゆつり給ハりたる処也。くハしきしさひ、御ゆつりふみともにみえたり。もしてうせんよりさきニ いかなる事もこそあれとて、かねてより大夫ありのふにゆつりたふ也。

〔文永七(一二七〇)年九月二二日 藤原有信母讓状 東寺
百合文書ホ 一四巻一〇六九六号一七六頁 写真〕

てつきしようもんをあいそへて、まいらせ候、くハしきしさいハ、しようもんに見へ候。

〔弘安三年十一月九日 行賀作人職費券案 東寺百合文書メ
一九巻一四一七三号一一二頁 写真〕

⑤ ゆつりわたすにしもとのせい三郎かその壱ヶ所事。

右、件菌者、：九郎きよまさりやうちすへきなり。委くハ
さり状ニミヘたり。よて、為後日、讓状如件。

〔乾元二(一三〇三)年六月二一日 行惠讓状 禅寢文書
二八巻二一五五九号二一六頁 影写〕

⑥ かりうくる日よしの上分物の事。：たゞし一はいをすき候
とも、きたし候ハさらんときの事にて候。くわしき事ハ、
さきのしやうにみへて候。よてせうもんくたんのことし。

〔徳治三(一三〇八)年六月三〇日 尼めうゑん借状案 東
寺百合文書ヌ 三〇巻二三三〇八号二九三頁 写真〕

⑦ たのさま□(た)けなく、ゑいたいニゆつる也。くハしき
むねハ、けうしんハウのつゆりニみえたり。よてのちのせ
うもんのために、しやうくたんにことし。

〔延慶三(一三一〇)年九月一八日 河村某讓状 出羽色部
文書 三一巻二四〇六七号二九八頁 影写〕

他が挙げられる。これらは（三）のように文章末に偏つて用いられることはなく、必要に応じて、文章中の隨所で用いられている。（三）が総括的な表現であるのに対し、これは煩雑や繰り返しを避けて主意を簡潔に述べるために採られた表現であることがわかると思う。同様の例は、鎌倉時代以前の仮名書き、漢字書きの古文書にも

（8）こつしまのかみのそ^う分定にまかせて、六人のきんたちの内、四のきみにわかちたてまつる。くはしきことは、かのかな文にみえたり。

〔天永三（一一二）年十二月三日 某处分状 東大寺文書

四ノ七十七 『平安遺文』四卷一七八六号一六一三頁 写

真

（9）而同年九月廿四日被下官使被注損色之日、注載朽損大破之由、令進官已了。委旨見彼状。而今年六月廿八日宣旨同八月廿七日到来傳、：

〔嘉保三（一〇九六）年九月七日 東大寺請文案 東南院文

書二ノ四 『平安遺文』四卷一三六二号一三一九頁〕

（10）当庄民申状与覺仁之云状既相違。仍重相尋一定於庄家之廻、住人申状如此。委旨見彼状。凡前後相違沙汰歟。

〔保元三（一一五八）年九月十一日 僧能惠陳狀案 東大寺

文書四ノ八 『平安遺文』六卷二九四七号二四二八頁 写

いられることはなく、必要に応じて、文章中の隨所で用いられている。（三）が総括的な表現であるのに対し、これは煩雑や繰り返しを避けて主意を簡潔に述べるために採られた表現であることがわかると思う。同様の例は、鎌倉時代以前の仮名書き、漢字書きの古文書にも

真

や、「くわし」の代わりに「委細」を用いた、

（11）於今者、件保令奉免庄候也、委細含御使候了、恐々謹言。

〔寛治三（一〇八九）年十月二日 加賀守藤原家道書状 醒

醐雜事記十三 『平安遺文』四卷一二八二号一二六〇頁〕

（12）注進封庄保延二年作田所当地子并段米惣勘文事

（中略）

寺用百廿九石四斗六升四合

〔委細載相折帳也、

〔保延三（一一三七）年三月 筑前国觀世音寺封莊作田地子

段米注進状 根岸文書 『平安遺文』五卷二三六六号二〇

○一頁 影写

のようになに多数見出される。また、古文書以外の資料において

も、説明的な内容のものには必要とされた形式であり、前稿

〔別表2〕の資料では、仏教説話集である『発心集』に三例、

〔13〕又六波羅寺の住僧幸仙と云ひける者は、年比道心深ゝりけるが、橘の木を愛し、いさゝかの執心によりて、くちなは

と成りて、彼の木の下にぞ住みける。くはしくは伝にあり。

〔卷第一 佐国花を愛して蝶と成る事 清文堂刊『発心集本

文・自立語索引』二五頁〕

他の同様の文型が指摘できる。

これらは事柄を簡潔かつ詳細に伝達しようとする目的のも

とには、必然的に発生・使用される表現であり、証文類における多用も、説明的表現が必要とされる性質の文献であつたためと見ることができるだろう。

（五）その他

これは右に整理した以外のすべての用例であり、たとえば①又くまかへの入道のこと、くはしく申つかはして候。まことにありかたく、あさましくおほへ候。八月にはひんの候はむすれハ、それ（後欠）

（年月未詳 源空（法然房）書状 大和興善寺阿弥陀如来像胎内文書 三巻一四九六号二〇八頁 写真）

②はらの十郎の、きのふ十二日によ、うたれ候よし、きこへ候。くわしくハうけ給ハりさためたる事ハ候ハねとも、さう人の申あいて候ハ、ちはのねよはうの御ため、めんぼくわたらせ給候ハぬやうに、きこへ候あひた…

（年月未詳 生蓮書状 下総中山法華經寺所藏天台肝要文

一五裏文書 一三巻九四三八号一二五頁 写真）

③一、仰事ハ、住人たちにもら（す脱カ）へきよし申候き。

さやうにもさへて、無法ニせよとおほせられたる御事なきやうハ、くはしく仰下候うへハ、さためてくはしくひろう

候ハんすらんと存候。

（正和一（一一二二）年三月二八日 為次書状 国立国会図書館蔵明王院文書 三二巻二四五八二号一四九頁 写真）
他、様々な場面で用いられている。他の資料と比べて特に特色のない用法であるが、これが仮名文書に多いのは、その内容上、「申す」「承る」「尋ぬ」他の表現・伝達や理解に関わる語を多く含み持っていることが一因だと考えられる。

三 まとめ

以上、鎌倉時代の仮名文書における「くわし」の用法を整理・報告し、定型句、あるいは特定の場面で使用された類似の用例が多いこと、また内容上、表現・伝達や理解に関わる語を多く持つために必要とされたこと、などについて述べた。「前稿（三）」で取り上げた「ながし」の抽象性とは逆に、「くわし」の方はより具体的、事務的な仮名文書の性質を語る用語ということができそうだ。

（注1）「仮名文書の形容詞（一）－高頻度形容詞『なし』『おなし』『かしこし』」－【九州産業大学国際文化学部紀要】一〇（一九九七年一月）、「仮名文書の形容詞（二）－高頻度形容詞『くがたし』、特に『申しつく

しがたし』『つくしがたし』など」（『九州産業大学国際文化学部紀要』一二 一九九八年三月）、「仮名文書の形容詞（三）—高頻度形容詞『ながし』—」（『九州産業大学国際文化学部紀要』一二 一九九八年七月）。以下、本文中では略して「前稿（一）」「前稿（二）」「前稿（三）」のように表現する。なお、本文中の用例やその出典の引用形式ほかの書式は、すべて、前稿（一）～（三）に準ずる。

（注2）「古文書による国語史研究序説—『豊太閤真蹟集』について—」（『文献探求』一二 一九八三年七月）、「古文書語彙の性格—副詞を中心として—」（『語文研究』五七 一九八四年六月）、「国語資料としての仮名文書—鎌倉時代の才段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して—」（『国語学』一四六 一九八六年九月）、「国語資料としての仮名文書—鎌倉時代の二段活用の一例化例、ナ変の四段化例等をめぐって—」（『奥村三雄教授退官記念国語学論叢』 桜楓社 一九八九年六月）、「国語資料としての仮名文書—助動詞をめぐって—」（『古代中世史論集』 吉川弘文館一九九〇年八月）、「古文書における『る・らる』（被）の特色」（『語文研究』七一 一九九一年六月）、「『る・らる』の尊敬用法の発生と展開—古文書他の用例から—」（『国語学』一七二 一九九三年三月）、「仮名文書の助動詞—『す・さす』『しむ』—」（『九州産業大学教養部紀要』三〇〇二 一九九三年一二月）、「記録資料（平安・鎌倉）—『る・らる』を例に—」（『国文学—解釈と教材の研究』三九ノ一〇 一九九四年九月）。また、仮名文書については、迫野虔徳「方言史料としての古文書・古記録」（平山輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』 明治書院 一九七〇年八月）、同「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」（『語文研究』二二一九六六年一〇月）、福田良輔「方言と古文書」（『解釈と鑑賞』三四ノ八一九六九年七月）他も参照。

（注3）森田良行『基礎日本語辞典』（一九八九年六月 角川書店）の「くわしい」の項参照。

【付記】本稿は、平成十年度文部省科学的研究費補助金奨励研究（A）「中世仮名文書の国語史的研究—形容詞・形容動詞の調査から—」の成果の一部である。

また、古文書の写真や影写本の閲覧に際し御高配を賜りました福岡大学図書館と東京大学史料編纂所に厚くお礼申し上げます。

仮名文書の形容詞（四）

〈別表19〉前稿（一）の〈別表2〉の諸資料における「くわし」の活用形

未然形	連用形		連体形	已然形	合 計
	くわしく	くわしう			
仮名文書	9	250	2	48	0
隨筆中世	0	1	0	0	0
説話中世	0	4	0	1	0
軍記中世	0	27	6	2	0
日記中古	0	3	1	0	0
歴史中古	0	5	0	0	0
物語中古	0	43	14	15	1
合計	9	356	66	1	432

* 「日記中世」「隨筆中古」は用例なし

〈別表20〉連用修飾の「くわし」の被修飾語

	修飾対象	仮名文書	他資料合計	隨筆中世	説話中世	軍記中世	日記中古	歴史中古	物語中古
申し開く	承る	49	5	0	0	2	0	1	2
申し含む（下二）	申す	34	2	0	0	1	0	1	0
申し遣わす	尋ぬ	18	4	0	0	4	0	0	0
申し合わす	見る	10	5	0	0	0	1	0	4
申し承る	見ゆ	6	2	0	1	0	0	0	1
申し上ぐ	書く	5	4	0	0	4	0	0	0
申つかわす	仰す	5	1	0	0	0	0	0	1
尋ね見る	聞く	4	10	0	0	4	0	0	6
尋ね習う	申し入る（下二）	3	0	0	0	0	0	0	0
尽くす	申置く	3	0	0	0	0	0	0	0
知らす（下二）	説く	3	0	0	0	0	0	0	0
注す	聞こし召す	3	0	0	0	0	0	0	0
注進す	知る	2	8	1	0	4	0	1	2
陳す	しろしめす	2	1	0	0	0	0	0	1
披見す	記す	2	1	0	1	0	0	0	0
披覧す	案す	2	0	0	0	0	0	0	0
物語る	仰せ下す	2	0	0	0	0	0	0	0
問答す	見参に入る（下二）	2	0	0	0	0	0	0	0
論ず	示す	2	0	0	0	0	0	0	0
聞こゆ	披露す	2	0	0	0	0	0	0	0
問う	語る	1	6	0	0	4	0	1	1
奏す	（欠）	1	0	0	0	0	0	0	0
のたまう	あそばす	1	0	0	0	0	0	0	0
お尋ねあり	下知す	1	0	0	0	0	0	0	0
言い続く	下知を加う	1	0	0	0	0	0	0	0
語らう	勘す	1	0	0	0	0	0	0	0
いいさす	記し置く	1	0	0	0	0	0	0	0
おぼしのたまう	糾明す	1	0	0	0	0	0	0	0
おぼし置く	仰せ含む（下二）	1	0	0	0	0	0	0	0
したたむ	仰せ結ぶ	1	0	0	0	0	0	0	0
教う	仰せ蒙る	1	0	0	0	0	0	0	0
見知る	見ほどく	1	0	0	0	0	0	0	0
言い遣わす	見調ぶ（下二）	1	0	0	0	0	0	0	0
取り申す	言上す	1	0	0	0	0	0	0	0
申し付く	沙汰す	1	0	0	0	0	0	0	0
数う	作る	1	0	0	0	0	0	0	0
聞き置く	質す	1	0	0	0	0	0	0	0
聞き明らむ	習う	1	0	0	0	0	0	0	0
名乗る	述ぶ	1	0	0	0	0	0	0	0
	書き尽す	1	0	0	0	0	0	0	0

辛 島 美 絵

〈別表21〉 文書の種類と用例数

	未然形	連用形	連体形	合計	全仮名文書数
下達	0	3	2	5	316
上申	0	31	3	34	943
証文	2	27	21	50	1974
書状	7	187	22	216	2154
神仏	0	4	0	4	516
合計	9	252	48	309	5903

〈別表22〉「くわし」が使用される場面

	下達	上申	証文	書状	神仏	計	%
(一) 冒頭で相手の手紙を見たことを述べる時の例	1	2	0	44	0	47	15%
(二) くわしく書かなかったことをことわる時の例	0	0	2	10	0	12	4%
(三) 詳細の伝達を将来や第三者に託す時の例	0	2	0	54	1	57	18%
(四) 他の文書や文献の参照を示唆する時の例	0	11	31	6	2	50	16%
(五) その他	4	19	17	101	2	143	46%
合計	5	34	50	215	5	309	100%